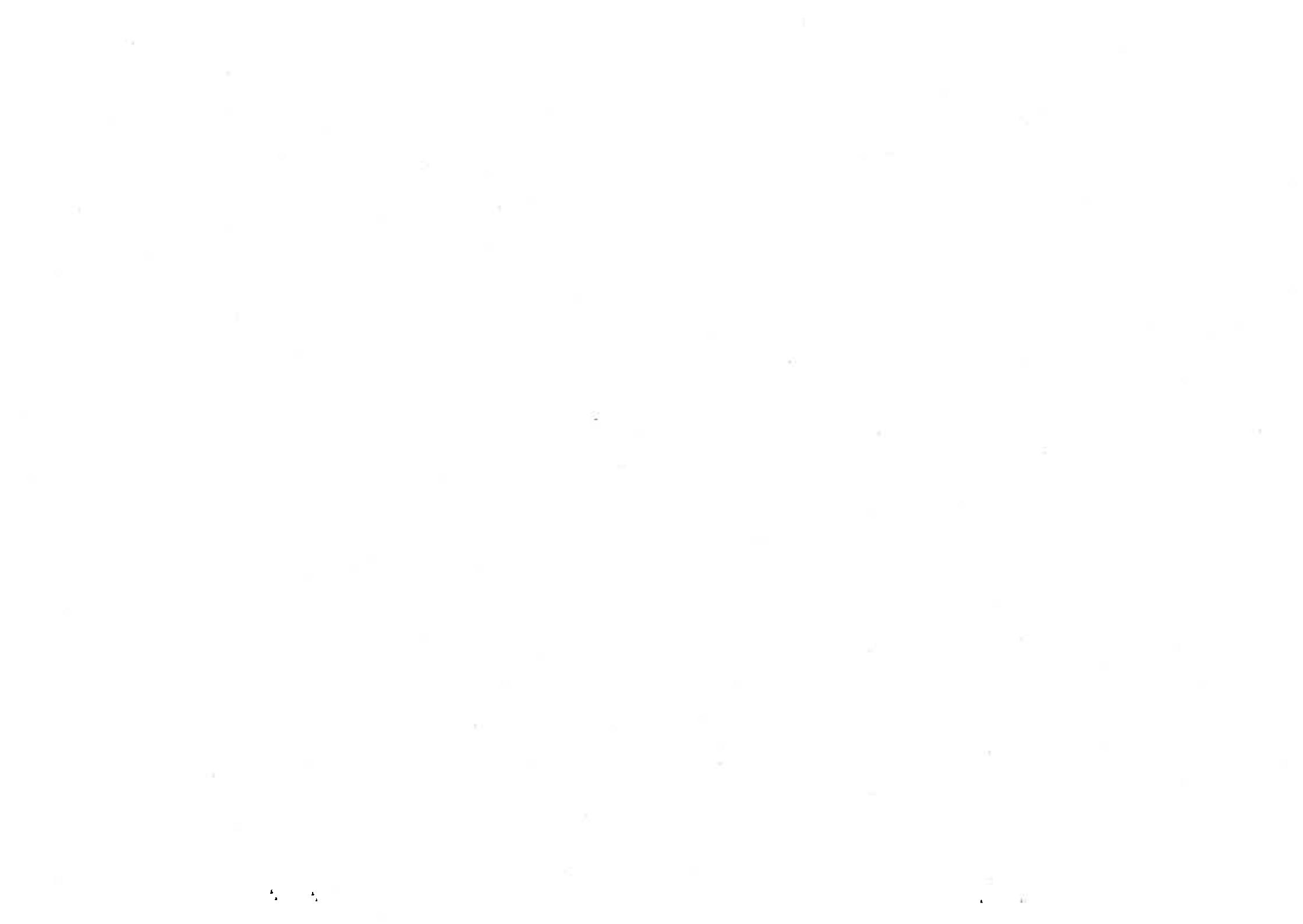


※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
平成 30 年第 1 回箕面市議会定例会議案
(追加第 3 号)

箕 面 市

平成 30 年第 1 回箕面市議会定例会議案
(追加第 3 号)

第 49 号議案	工事請負契約一部変更の件（北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備工事 (第 1 工区))	1
第 50 号議案	工事請負契約一部変更の件（北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備工事 (第 2 工区))	3
第 51 号議案	業務委託契約締結の件（北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備業務）	5
第 52 号議案	工事請負契約一部変更の件（止々呂美小学校・中学校校舎増築工事（第 2 期）)	7
第 53 号議案	箕面市職員退職手当条例等改正の件	9
第 54 号議案	箕面市高齢者等介護総合条例改正の件	11



第49号議案

工事請負契約一部変更の件

平成28年6月27日議決を経た「第71号議案 工事請負契約締結の件」の一部を次のように改める。

平成30年2月22日提出

箕面市長 倉田哲郎

「3 契約の金額 7,451,892,000円」を「3 契約の金額 7,995,633,120円」に改める。

(提案理由)

北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備工事（第1工区）の請負契約において、設計変更等に伴い契約の金額を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により提案するものである。

第 5 0 号議案

工事請負契約一部変更の件

平成 28 年 6 月 27 日議決を経た「第 72 号議案 工事請負契約締結の件」（平成 29 年 10 月 6 日に議決を経て変更したもの）の一部を次のように改める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

「3 契約の金額 11,330,938,800 円」を「3 契約の金額 12,684,482,280 円」に改める。

（提案理由）

北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備工事（第 2 工区）の請負契約において、設計変更等に伴い契約の金額を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

第 51 号議案

業務委託契約締結の件

次のとおり業務委託契約を締結する。

平成 30 年 2 月 22 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 契 約 の 目 的 北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備業務

2 契 約 の 方 法 隨意契約

3 契 約 の 金 額 19,058,760,000 円

4 契 約 の 相 手 方 大阪市西区九条南一丁目 12 番 62 号

大阪市高速電気軌道株式会社

代表取締役 塩 谷 智 弘

5 契 約 の 期 間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 15 日まで

(提案理由)

北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備業務の委託契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

第 52 号議案

工事請負契約一部変更の件

平成 29 年 6 月 22 日議決を経た「第 82 号議案 工事請負契約締結の件」の一部を次のように改める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

箕面市長 倉田哲郎

「5 工期 議決の翌日から平成 30 年 3 月 9 日まで」を「5 工期 議決の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで」に改める。

(提案理由)

止々呂美小学校・中学校校舎増築工事（第 2 期）の請負契約において、設計変更等に伴い工期を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

第五十三号議案

箕面市職員退職手当条例等改正の件

箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月一十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(箕面市職員退職手当条例の一部改正)

第一条 箕面市職員退職手当条例（昭和二十八年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「第五十五条」を「第八条第一項第五号」に改める。

附則第五項中「百分の九十五」を「百分の九十一」に改める。

(箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和五十二年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「百分の九十五」を「百分の九十一」に改め、同

条第二項中「又は同条例第六条の二」を削る。

(箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成二十六年箕面市条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「同日」を「退職の日」に改め、「。以下「昭和五十二年条例」という。」、「。以下「平成二十五年条例」という。」、「。以下「給与条例」という。」及び「。以下「平成二十四年給与条例」という。」を削り、「第一条の規定による改正後の箕面市職員退職手当条例（以下「新

条例」という。）、第二条の規定による改正後の昭和五十二年条例及び第三条の規定による改正後の平成二十五年条例並びに箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第一条の規定による改正後の給与条例及び第二条の規定による改正後の平成二十四年給与条例の規定により計算した新条例」を「箕面市職員退職手当条例の規定により計算した同条例」に、「新条例退職手当額」を「退職手当額」に改め、「新条例の規定にかかわらず」を削り、同条第二項中「新条例退職手当額」を「退職手当額」に改め、「新条例の規定にかかわらず」を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(提案理由)

国家公務員の退職手当の支給水準の引下げを受け、民間企業との均衡を図り、本市の退職手当の支給水準を引き下げるため、本条例を改正するものである。

第五十四号議案

箕面市高齢者等介護総合条例改正の件

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例

箕面市高齢者等介護総合条例（平成十二年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「前項に規定する介護サービス」を「前項各号（第七号を除く。）に掲げるサービス」に改める。

第十一条の二の見出し中「第一号被保険者」を「要介護被保険者」に改め、同条中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法第四十九条の二第二項に規定する要介護被保険者が受ける介護給付について第九条、第九条の二及び前条の規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

第十二条中「第四十九条の二各号」を「第四十九条の二第一項各号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 災害その他の施行規則で定める特別の事情があることにより、法第四十九条の二第一項各号に掲げる介護給付について法第五十条第三項に規定する居宅サービス費等の額の特例を適用する場合において、同項の市が定める割合は、百分の七十を超える百分の百以下の範囲内で市長が定める。

第十四条の二の見出し中「第一号被保険者」を「居宅要支援被保険者」

に改め、同条中「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法第五十九条の二第二項に規定する居宅要支援被保険者が受ける予防給付について第十三条及び第十三条の二の規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

第十五条中「第五十九条の二各号」を「第五十九条の二第一項各号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 災害その他の施行規則で定める特別の事情があることにより、法第五十九条の二第一項各号に掲げる予防給付について法第六十条第三項に規定する介護予防サービス費等の額の特例を適用する場合において、同項の市が定める割合は、百分の七十を超える百分の百以下の範囲内で市長が定める。

第十六条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同項第一号中「三万二千三百二十八円」を「三万四千二百円」に改め、同項第二号中「四万二千三十六円」を「四万四千四百六十円」に改め、同項第三号中「四万八千四百九十二円」を「五万三千三百円」に改め、同項第四号中「五万五千四百十六円」を「五万八千百四十円」に改め、同項第五号中「六万四千六百五十六円」を「六万八千四百円」に改め、同項第六号中「七万一千二十四円」を「七万五千二百四十円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適

用がある場合には、当該合計所得金額から令第三十八条第四項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。が百二十万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

第十六条第一項第六号口中「第二十二条の二第五項第二号」を「第二十二条の二の二第五項第二号」に、「第十四号口、第十五号口又は第十六号口」を「又は第十四号口」に改め、同項第七号中「七万四千二百三十二円」を「七万八千六百六十円」に改め、同号口中「、第十四号口、第十五号口又は第十六号口」を「又は第十四号口」に改め、同項第八号中「八万三百七十六円」を「八万四千八百十六円」に改め、同号イ中「百九十万円未満」を「二百万円未満」に改め、同号口中「、第十四号口、第十五号口又は第十六号口」を「又は第十四号口」に改め、同項第九号を削り、同項第十号中「九万七千八十八円」を「十万二千六百円」に改め、同号イ中「二百九十万円未満」を「三百万円未満」に改め、同号口中「次号口」の下に「、第十一号口」を加え、「、第十四号口、第十五号口又は第十六号口」を「又は第十四号口」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号を削り、同項第十二号中「十一万七千六百円」を「十一万七千六百四十八円」に改め、同号口中「第十四号口、第十五号口又は第十六号口」を「第十二号口、第十三号口又は第十四号口」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十三号中「十二万三千二百三十六円」を「十二万七千九百八円」に改め、同号口中「第十五号口又は第十六号口」を「第十三号口又は第十四号口」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十四号中「十三万五千七百八十円」を「十四万三千六百四十円」に改め、同号口中「第十六号口」を「第十四号口」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十五号中「十四万七千九十六円」を「十五万五千二百六十八円」に改め、同号口中「部分

を除く。)」の下に「又は次号ロ」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十六号中「十五万五千百八十四円」を「十六万四千百六十円」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十七号中「十六万千六百四十円」を「十七万千円」に改め、同号を同項第十五号とし、同条第二項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に、「二万九千百円」を「三万七百八十円」に改める。

第十八条第三項中「、第十四号ロ、第十五号ロ若しくは第十六号ロ」を「若しくは第十四号ロ」に、「第十六号まで」を「第十四号まで」に改める。

第二十六条第一号中「高齢者等のうち」を削り、「又は同条第四項に規定する要支援者（以下「要介護者等」という。）」を「（第四号において「要介護者」という。）に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「要介護者等以外の高齢者等のうち、」を削り、「必要な高齢者等」の下に「（要介護者及び要支援者を除く。）」を加え、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第七条第四項に規定する要支援者（第四号において「要支援者」という。）に対する介護サービス（法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援を除く。）以外の介護支援の事業

第三十二条中「第一号被保険者」を「被保険者」に改める。

第三十四条中「前四条」を「第三十条から前条まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十一条の二、第十二条、第十四条の二及び第十五条の改正規定は、同年八月一日

から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十六条の規定は、平成三十年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十九年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

平成三十年度から平成三十二年度までの介護保険料の改定及び介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）の改正に伴い関係規定を整備するとともに、市直営の地域包括支援センターの開設に伴い介護予防支援業務を実施するため、本条例を改正するものである。

